

## 令和6年度第1回我孫子市入札等監視委員会会議概要

- 1 会議の名称 我孫子市入札等監視委員会
- 2 開催日時 令和6年11月13日(水)  
午前10時から午前11時50分まで
- 3 開催場所 我孫子市議会棟A・B会議室
- 4 出席者
  - (1) 委員  
福島 光三委員(委員長)、水間 大輔委員、三枝 康裕委員  
欠席者 なし
  - (2) 事務局  
中光財政部長、須賀財政部副参事、宮川課長補佐、長谷川、篠塚
- 5 議題
  - (1) 公契約条例の施行状況について
  - (2) 建設工事における施工時期平準化及び週休2日制適用工事の実施状況について
  - (3) 制度等の改正について
  - (4) 現在検討中の制度等の改正等
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴者 なし
- 8 会議の内容 議事
- 9 議事

### 【福島委員長】

議題1、公契約条例の施行状況について、事務局から説明をお願いします。

### 【事務局・長谷川】

(議題について説明した。)

### 【福島委員長】

ただいまの事務局からの説明についてご質問やご意見がございましたらよろしくお願いたします。

### 【三枝委員】

今回公契約ということで、資料に記載のある「公契約の適用範囲」に該当する契約以外は、基本的には公契約には当たらないということよろしいでしょうか。これは、入札かどうかとは関係がない、公契約と入札は必ずしもオーバーラップするも

のではないという前提で伺ってよろしいでしょうか。

**【事務局・長谷川】**

入札であるかを問わず、ここに記載のある適用範囲のものを公契約条例の対象契約として事業者に対して義務付けをしているということになります。

**【福島委員長】**

工事等の見習い区分と委託の給食調理業務のところですが、工事の見習いの労務報酬下限額が1,043円、給食調理業務の平均の単価が1,077円と一番少ない金額となっていますが、工事に係る賃金等支払報告書に従事職種という記載欄がありまして、資料の職種別労働者の状況はこれを基に区分していると考えますが、これは事業者側が選定しているということで、混入の可能性があるかどうかの確認になります。例えば見習、手元、年金の中に事業者が意図的に普通作業員の従業員を混入させて報告しているという可能性はあるのでしょうか。

**【事務局・長谷川】**

それに関しては事務局も懸念がないわけではありません。ただ、制度上、事業者がどういう形で従業員、労働従事者の方に対して雇用をしているかというのは事業主サイドの考え方になりますし、今後は、今国交省の方で進めているCCUS、その導入状況によってこの辺は解消できるのではないかと考えています。

ただ、いずれにしても事務局から疑義があるといったアプローチはしていません。

**【福島委員長】**

建設業ではCCUSということで現場の従業員の状況というのがデータ化されるということで、それが開示されればその辺の問題はクリアされると思いますが、給食調理業務というのも同じように情報は開示されるのでしょうか。

**【事務局・長谷川】**

こちらは委託になりますので、報告の形態が異なり、工事のように職種を記載する項目はありません。

**【福島委員長】**

もう1点確認をしますが、公契約条例の改正について、労働者等に条例適用業務である旨の周知徹底を図ったということで、次回から写真や文書等で確認することですが、これは今までの監視委員会でもありましたが、現場の实地調査をされる予定というのは、特に考えてはいないということでしょうか。

**【事務局・長谷川】**

これは今までと全く同じ回答になってしまいますが、事業者との信頼関係を損ないたくないというところと、従業員が公の場で賃金に対する申し出を行うというこ

とが非常に難しいと思っています。もともと条例の中では労働者からの申出制度がありますので、不当な状況ということであれば、実地調査ではなく、逆に事業者にわからないような形で申し出があった方がいいかと思っています。

**【福島委員長】**

そうですね。立場上、労働者側から事業者側に意見するというのは難しい部分があるかと思うので、直接この文章に連絡先の電話番号が書いてありますから、それに基づいてその辺のところをもし問題があれば調査するというような形で進めていただければなと思います。

議題1は以上でよろしいでしょうか。

それでは議題2、建設工事における施工時期平準化及び週休2日制適用工事の実施状況について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局・宮川】**

(議題について説明した。)

**【三枝委員】**

平準化に関連するお話ということでお伺いしたいのですが、今回4、5、6月分のところで、工事件数を増やすことがその目安になると思いますが、いただいた資料によるとそのための発注としては大体1月ごろまでに発注して契約という流れであれば、4、5、6月のところで工事件数が増えるという形になるのでしょうか。

**【事務局・宮川】**

そうですね。1月から3月までの間に事業者が決まれば4月の始めから工事を始められるということになります。

**【三枝委員】**

それは大体3か月ぐらいというところが発注から着工までかかる期間ということで見ているということでしょうか。

**【事務局・宮川】**

大体1か月程度で発注はでき、金額の大きい工事では1.5か月程度かかります。ただし、債務負担行為で発注した場合、その年度の実行予算がないため、前払金をお支払いできるのは実行予算がつく4月からになってしまいます。そのため、1月に発注したからといって3月からすぐに始めるということが今までは難しかったのですが、制度の改正があり、債務負担行為による発注であっても3月から工事を始められるように最近は取組みを進めています。

**【三枝委員】**

平準化問題のところで一番壁になっているのが会計年度という問題ではないか

とっていて、この辺りをどうやって変えるかという話にならないと、事務局の方々が平準化の話で頑張ろうとしても難しい部分が多いということで理解してよろしいでしょうか。

もう1点、週休2日工事ですが、これはまず2日を選ぶというのは、例えば業者側で土日に縛る必要はなく、火木とか任意に選ぶことができるものなのではないでしょうか。

**【事務局・宮川】**

基本的には任意に選べるのですが、職員が出てないと工事の監督ができないので、基本は土日休みという形で設定することになっています

**【三枝委員】**

例えば、道路工事の問題ですと、その土日に実施するかどうかの問題になると思いますが、基本的には週休2日の場合は土日とっているということになるのでしょうか。

この達成状況の確認方法というのは、先ほどの書類の届出をもって行うのが主なものと伺ったのですが、例えば抜打ち的に現地確認をいくつかの場所だけやるとか、そういうことは考えていますか。

**【事務局・宮川】**

やはり先ほどの土日休みといった話になると、職員が土日出勤して確認するのは難しい状況になっていて、国や県の方も同じような取り組みをしていますが、基本は書面上の確認のみになっています。

**【三枝委員】**

私も達成率に関する報告が誤ってるっていうふうに考えるのはちょっと早計かと思っているのですが、一応今後のことを考えたときに、例えば抜打ちで数件あるという方が履行可能性はより確保できるのではないかと思い申し上げました。以上です。

**【水間委員】**

週休2日についてですが、必ずこれは1週間に2日取らなければいけないということなのではないでしょうか。例えば2週間でまとめて4日休むというのはだめなのではないでしょうか。

**【事務局・宮川】**

実はこの実施要領ではそのような場合も認めていて、工事期間中に4週8休の休み比率で工事期間中の28.5パーセント休めばよいというふうにしていて、前半に多く休み後半に現場施工を詰めていくというのも認めています。しかし、国の方では、今年度初めから基本的に月の単位で28.5パーセント達成していない

といけないというように制度を改正しました。我孫子市の要領の方ではまだ改正はしていませんが、今後の工事の状況を見ながら制度改正を行うかどうかを検討していく予定です。

**【水間委員】**

そうすると、工事の必要上どうしても土日に立続けで行わなければならない場合も要領上は可能ということでしょうか。

**【事務局・宮川】**

そうですね。学校など休みの期間を使って工事を行う必要がある場合も少なからずあるということになります。

**【水間委員】**

ただ、それでもその分全体で休みを取っていれば4週8休は達成したということにはなるわけですね。わかりました。

**【福島委員長】**

私の方からいくつか質問します。積算方式における補正係数ですが、完全に土日を休む場合の現場管理費の補正係数と週休2日交替制の工事の現場管理費の補正係数が少し違いますが、これは現場閉所率が高いほうに誘導するためというような意図や何か合理的な理由があってこのような補正係数の調整がされているのでしょうか。

**【事務局・宮川】**

説明を省略してしまいましたが、週休2日制工事というのは2種類ありまして、現場を完全に閉所してしまつてこの日は働かないというものを決める週休2日制と、現場は動いているけれど人を交替で休ませるという週休2日交替制工事があります。現場閉所を行う週休2日制では、閉所する日を報告してもらえばいいのですが、週休2日交替制工事の場合は、どの人がいつ休むのかというのを報告していただく形になります。週休2日交替制工事を適用する工事は、限られた期間で工事を行うことが必要な工事が対象になり、そのような場合でも労働基準法を遵守する必要があることから工期を伸ばさずに労働者の週休2日を確保するために交替制工事を適用しています。工期が伸びないことで、工期を伸ばすことが前提の通常週休2日制工事と比べて設計上異なる計算が必要となり、経費補正はその2種類で異なってくるということになります。

**【福島委員長】**

週休2日交替制というのは4週8休達成相当の経費補正なっています、というのが書いてありますが、週休2日交替制工事では現場は継続しているけれども、通常

の週休2日制工事は労働者がまとめて休んでいるという感じで補正しているということですね。現場管理費というのは現場閉所日も出ないといけないというわけではなく、そのような観点から補正係数が調整されているというように認識してよろしいでしょうか。

次に、工事工程表、工事の工程報告書というのがありますが、もちろん契約の時に工事工程表は提出されていると思いますけれども、そのうち、変更があったのが何件かあるのですが、この変更があるというのは、どういうケースになるのでしょうか。先ほど事務負担が増えるからなるべく負担がないようにということは説明いただきましたが、この工事工程表の変更があったというのは間違いがあって変更があったということですか。

**【事務局・宮川】**

工期を延長した場合は、工程表を新しく作ることになるため、新しい工程表に沿った週休2日の工程表を作るといった場合が想定されると思います。

**【福島委員長】**

基本的には、最初に提出した工程表どおりで進んで完成すれば、変更の必要はないというような認識でよろしいですね。

また、課題について、全部で4つあり議案上程上の制約や国交省の交付金の額が確定する時期の制約、学校等での工事期間の制約、工程表等の事務負担上の制約ということですが、今後こう言った課題は課題として今後の取組みや市の方針としてどのような取組みを考えているのか、もし、現時点で何かあればご説明いただければと思います。

**【事務局・宮川】**

課題の最初の施工時期平準化についてですが、今までは工事の発注担当課の方で設計を組んで工事の発注時期を決めて予算をとって行っていました。担当課レベルでは意識的に進まないの、契約係の方で個別に工事担当課と調整をさせてもらって平準化として前年度に発注できる工事を決めてもらっています。これは3年前から続けていまして、徐々に平準化の意識というのは担当者レベルでもできてきたと考えています。計画的に平準化を進めるためには、常に担当課とコミュニケーションとった上で進めていくことしかないと考えています。交付金の方は国がそのような方針でやっていますので、市で対応することは難しいと感じています。週休2日工事ですが、工事の時期の偏りというのは施設の利用上対応は難しいですが、書類の軽減というところは考えていまして、担当課レベルで本来2つ報告する必要がある書類を内容を1つの様式にまとめて1枚で報告させるといった形で工夫をし

ているものもあります。そのようにしてなるべく書類作成の軽減ということを図っていきたいと思っています。

**【福島委員長】**

我孫子市は、平準化率が高く、契約がスムーズにいつているという認識がありますが、関係部署との連携でお互いに状況を理解しあつた上で進めているということで、今後もそういう形で取り組んでいただければと考えます。

それでは議題3、制度等の改正について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局・宮川】**

(議題について説明した。)

**【三枝委員】**

自動継続契約の関係の話ですけれども、先ほどこの手のものに関して不動産が多いというようなことで、個人情報のあるので内容は伺いませんけれども、基本的に賃貸借が多いということなのではないでしょうか。それで、今回権利義務の関係で相続や事業承継といったことが特に問題になっている賃貸借が非常に多いと、そういうことで大丈夫ですか。賃貸借の必要性や例えば昔の相場から今の賃料の金額の相場が変わつたとかそのようなことが論点に上がつているのも多少あるということなのではないでしょうか。

**【事務局・須賀】**

所管している担当課に直接的には聞いてはいないのですが、金額は当時から変わつていないということになりますので、実際確認したら現在の相場と合わないというものも出てくるかと思つます。

**【三枝委員】**

ただ、論点として上がつていることは、金額面ではないということですか。

例えば、現在は必要がないような契約というのもそれなりに散見はされたということではないでしょうか。

**【事務局・須賀】**

必要でないかというところは、所管課でないと判断がつかないところではあります。昭和30年代ごろに締結されて、そのまま見直しがされていないものは本当に必要なかというところもありましたので、協定が現在も活きているものに関しては、確認をしてくださいというような形です。

**【三枝委員】**

不動産だと借地が多いのでしょうか。

**【事務局・須賀】**

借地だけではなく、使用貸借のものの中にはありまして、市が使うのだからと無償で貸していて、代替わりしているようなものとかが、確認をするとやはり今のご時世無償ではないだろうという話にもなりかねないところもありますけれども、持ち主がそのように考えているのでしたら、市も検討が必要だろうというところも含めてこのような形で確認を行っていきます。

**【三枝委員】**

ただ、深く突っ込み過ぎるとやぶへびになってしまったりとか、あとは境界問題で実は違う人が当事者で出てきたりという話も、一応ありうるということでしょうか。わかりました、以上です。

**【福島委員長】**

契約書を紛失しているものもあったということですが、こちらの方は電子データとかには特にされていないということでしょうか。

**【事務局・須賀】**

そうですね。昔のもので紙しかないというものも多々ありますし、今現在の契約関係のものもまだ電子化していません。

**【福島委員長】**

よくこれ見つけましたね。紛失している契約書があったということ。

**【事務局・須賀】**

契約書の有無に関わらず、契約されたものがあるかどうかも含めて調査を行ったら、契約書が見当たらないものがいくつか散見されたということです。

**【福島委員長】**

かなり徹底的に調査されたということですね。

**【事務局・須賀】**

そのとおりです。

**【福島委員長】**

財務規則のところでは143条の低入札価格調査の適用を受けたもの、とあるのですが、低入札価格調査の適用というのは、ただ単に低い入札価格というだけではなくて、技術的な面での調査も必要だからということでの調査ということですか。

**【事務局・須賀】**

工事の入札の場合、ある金額を下回る場合、その金額で適正な契約が遂行できるかどうかを調査した上で落札とするという制度があります。そのような金額で落札された契約の場合はより確実に履行を担保するという意味で、通常契約金額の10

パーセントとしている保証金の額を、契約金額の30パーセントにするとしています。

**【福島委員長】**

必要以上に低い価格での入札を排除するためのものということでしょうか。わかりました。

もう一つ確認したいのが契約保証に係る事務取扱要領ですが、工事が終わった後に保証金を還付する際に、還付請求書類を審査の上契約保証金を還付するということになっていますが、こちらの標準的な審査期間というのはどれくらいなのでしょう。すぐに終わったからといって還付するということではないと思いますけれども、大体1か月くらいかかるのでしょうか。

**【事務局・宮川】**

工事が完了するときには工事検査をしていますので、検査をした場合には検査調書が発行されます。その検査調書が出ていれば、確認をした上で工事が完了しているという証拠になりますので、その証拠書類と共に返還の手続きができるということになります。

**【福島委員長】**

ここで欠陥工事などを防ぐということですね。わかりました。

最後の議題になります、現在検討中の制度等の改正について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局・宮川】**

(議題について説明した。)

**【三枝委員】**

すいません。ちょっと基本的な話を伺いたいんですが、この湖北消防署の件なのですが、今回、総合評価方式を採用された件に関して、総合評価にするか否かの基準というところを教えてくださいませんか。

**【事務局・宮川】**

入札を実施する上で実施要綱を市の方で作っており、その中の一つに総合評価方式入札実施要綱というものがあります。実施要綱において、総合評価の対象とする工事を設計金額が5,000万円以上の工事としていまして、設計金額が5,000万円以上の工事については総合評価入札で行うことになっています。ただ、総合評価がなじまないものもありますので、必ず全ての5,000万円以上の工事が対象となるわけではありませんが、この湖北消防署の工事については総合評価の工事の対象としています。

**【三枝委員】**

わかりました。今回の件に関して、この資料のスケジュールと手続というところを拝見しているのですが、他市の総合評価の話をきくと、審査会等に面前でのプレゼンテーションなどがあるところもあると思うのですが、今回はそのようなプレゼンテーションもあったのでしょうか。

**【事務局・宮川】**

今回は、プレゼンテーションは行わず、書類審査のみになります。

**【三枝委員】**

今回、書類の量がかなり膨大な量になるようなものだったのでしょうか。見てる感じだと、提案数がたくさんあるようですので。そうするとこれは把握されていられないんだと思うんですけど、例えば他に2者辞退届があったとあるんですけど、そういったところの問題を含めて辞退もあった可能性があるということなのでしょうか。

**【事務局・宮川】**

2者からは提案はなされ、それに関して評価までは行いました。この2者の評価結果については一定水準に届いていなかったため、規定に従ってその旨を通知しました。一定水準に届いていない場合は入札が無効になるという規定にしているため、入札を辞退したということになります。

**【三枝委員】**

そういったお話がある程度やり取りがあった上で、この2者が最終的に辞退ということになったということですね。とりあえず私からは以上です。

**【水間委員】**

これは単なる質問になってしまうのですが、技術者の雇用の問題で、雇用を確認する書類ですが、他というふうに書いてあるのですが具体的には他にどのようなものが想定されていますか。

**【事務局・須賀】**

例えば建設工事の場合だと一部の方しか持っていないのですけれども、監理技術者の資格者証というのがありまして、所属している会社名が書かれていますので、それも可という形で見ています。詳しく調べるといろいろ直接的かつ恒常的な雇用を確認できる書類というのがあると思いますが、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬の決定通知書、これが保険証の代わりとして一番妥当性があるというところで代表的なものとして挙げさせていただきました。

**【水間委員】**

それこそマイナンバーカードの利用は今後考えてらっしゃるんですか。

**【事務局・須賀】**

マイナンバーカードですと、あくまで個人にしか紐づいていないので会社との紐づけが難しいと思っています。

**【水間委員】**

雇用関係を証明する書類にはならないということですね。わかりました。以上です。

**【福島委員長】**

私の方からいくつか質問させていただきます。総合評価方式による開札結果ということで、落札者決定基準の中で技術提案の部分が一番高いウェイトがかかっているのですが、そのうち施工中の対応、地域への貢献というところで、これは安全対策とか地元企業を活用しているかどうかというところの評価ということになります。ウェイトを大きくしたということは資料にある今回のスケジュール表の技術審査会、それから学識経験者の意見聴取ということで3回程度開かれています。こういったところで決められた基準を基に算定したという認識でよろしいでしょうか。それで、先ほど質問がありましたが、2月に辞退による入札不調、また技術水準が一定レベルに達していないことから辞退があったということですが、今回3回の審査会を開いていますが、これは想定していない状況だったからこんなに何回も開いているということなのではないでしょうか。今後マニュアル化されたら何回も開く必要はないということでしょうか。

**【事務局・宮川】**

技術審査会は想定していない状況になったから開いたというのではなく、実施要領の規定に従って開かれたものになります。また、技術審査会で決まらなかったものを持ち越して開催したというのありません。

**【福島委員長】**

今後、持ち越しで複数回開催するということはあるのでしょうか。

**【事務局・宮川】**

大体はその1回の技術審査会で必要な事項の決定を行っていくという形になります。例えば、今回の工事という3月14日の技術審査会では落札者決定基準の項目を決めています。そしてその決まった項目に対して法律に基づいて学識経験者の意見を聞かなければならないと定められているため、3月18日に学識経験者の意見聴取を行っています。

その後、5月30日にも技術審査会を開いていますが、この回は事業者から提案

があった書類を審査するための回になります。この回で市としての技術提案評価を決定し、同じように法律で定められた手続として6月11日に学識経験者から意見聴取を行って、最終的な評価値を決定したという流れになっています。このように、それぞれの回で定められた役割があって開催しているという形になります。

**【福島委員長】**

これで言うと入札参加資格要件と落札者の決定事項の技術的な基準の項目の決定という大きく2つの審査事項があって、事業者からの書類も入札参加資格申請書と技術評価に関わる資料ということで2回に分けて提出するということですが、こういったものをもしまニュアル化して要領よく開けるのであれば、一度に提出して一度に審査することで、入札までの審査期間の短縮も可能ではないかということもご検討いただければと考えます。

私の方からは以上ですが、他に質問はよろしいですか。はい、では議題4の方の質疑はこれで終了させていただきます。

以上をもちまして議題1から4をすべて終了します。

議長としての総括としては、いろいろ意見が出たと思いますので今後の議論を含んだ上で事務局の方で運営していただければなというふうに考えます。

以上をもちまして本日の入札等監視委員会を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

以上